

## 群馬県立女子大学外国人留学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学学則（群馬県公立大学法人規則第4号。以下「学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、外国人留学生（以下「留学生」という。）について必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 本学に入学できる者は、大学の教育を受ける目的をもって入国する外国人であつて、第1号から第8号までのいずれかに該当する女子とする。

- (1) 外国において、学校教育（文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設を除く。）における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。次号において同じ。）に合格した者で、18歳に達したもの
- (3) 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。）で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した教育施設において日本の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了し、かつ、18歳に達したもの
- (4) スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で、18歳に達したもの
- (5) ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で、18歳に達したもの
- (6) フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で、18歳に達したもの
- (7) 英国の大学入学資格として認められているジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンス・レベル資格（1科目以上で評価がE以上のものに限る。）を有する者で、18歳に達したもの
- (8) 国際的な評価団体（WASC、ACSI、CIS）から教育活動等に係る認定を受けた教育施設に置かれる12年の課程を修了した者で、18歳に達したもの

(選考)

第3条 選考方法は、学長が教授会の意見を聴いた上で定める。

2 選考は、学則第3条第3項の規定にかかわらず行う。

(入学許可)

第4条 入学の許可は、前条に定める方法により決定する。

(出願手続)

第5条 留学生として本学に入学を志願する者は、入学志願票その他必要な書類を学長に提出しなければならない。

(準用規程)

第6条 この規程に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規程は、留学生について準用する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、入学試験管理委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に廃止前の群馬県立女子大学外国人留学生規程の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。